



オフィス・サポートNEWS

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-2 新陽ビル507号室 第178号 2023年12月
 TEL 03-6280-3925 FAX 03-6280-3926 発行責任者 鎌田 勝典
 E-mail info@officesup.com URL http://www.officesup.com

となりの弁護士

今年の司法重大ニュース (時系列編)

毎年恒例の司法重大ニュースですが、司法関連を中心に、1月から振り返ってみることにします。

1 ルフィ連続強盗事件、フィリピンから日本へ身柄引き渡し・逮捕(2月9日)
 ネット社会、匿名社会化が進む中での、新たな凶悪犯罪の手法として注目されました。

2 袴田事件再審開始決定、検察は特別抗告断念(3月)
 1966年、静岡県清水市で発生した殺人事件。死刑確定事件としては戦後5件目となる再審開始が確定しました。日弁連で支援している再審事件です。

3 ススキノ頭部切断殺人事件(7月2日)
 札幌市内ススキノのホテルで、頭部が切断された男性の遺体が発見され、その後、当日ホテルを一緒に利用した女性とその父親が逮捕されました。

4 GX(グリーンエネルギー・トランスフォーメーション)法成立で、原発の運転期間が40年から60年に延長。稼働停止期間は、含めず(5月31日)
 脱酸素化を目指す政府与党は、(老朽化)原発の運転期間をこれまでの40年から60年への延長を認める法案を提出し、国会で可決されました。点検等のための停止期間(寝ている時間)は含まれないというものです。
 人間、寝ていても老化します。この法案では、一日の3分の1、8時間は寝ている60歳の私は、40歳ということになります。

5 ビッグモーターで保険金不正請求発覚(7月)
 損保会社をも巻き込んだ巨額不正詐欺事件。驕れるものは久しからず。

6 日大アメフト部員、大麻所持・覚せい剤所持疑惑、問われる大学のガバナンス(8月)
 林真理子理事長が、改革に乗り出していた日大で、アメフト部の薬物不祥事が発生。その隠ぺい体質が問われ、大学のガバナンス体制が問われる事態となりました。

7 ジャニーズ喜多川氏の性加害問題(9月)
 性被害の期間、被害者の広がりからショックな事件でした。知っていても知らないふりをするメディアや知っていても起用する広告業界など周囲を取り巻く組織の倫理も問われる事件です。

8 統教会に關し、文科省が東京地裁に解散請求(10月)
 安倍元首相の襲撃事件との関係でも、二世信者や被害者の救済でも今後が注目されています。

9 大谷翔平、ドジャーズに移籍。10年で総額7億ドル(約1015億円)の報酬契約
 私は、こんなに要りません。

10 自民党安倍派で、パーティー券収入還流問題が波紋。自民党政治の終わりの始まりか?
 岸田内閣の支持率は、既に危険水域以下に。多くの国民は、自民党に代わる政治を求めているのに、野党は何をやっている。



弁護士法人
 パートナース法律事務所長
 弁護士 原 和良

TOPICS

政府の少子化対策と育児・介護両立支援対策(案)を見る

労使トラブル110番

賃金請求権の消滅時効が3年になったことに注意

連載

失敗しない就業規則の作成・改定のポイント

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

司法書士の業務つれづれ帳

JAZZでほっと一息

となりの弁護士 ほか



北海道・小樽運河

時言

本格的人口減少社会と企業の対応

1. 厚生労働省が「人口減少社会への対応と人手不足の下での企業の人材確保に向けて～人材不足解消のカギは仕事と子育ての両立支援!～」を発表した。「日本の人口は、今後減少していくが、特に15～64歳人口の減少ペースが顕著」という。2020年7,509万人(59.5%)だったが、2040年には6,213万人(55.1%)にまで減少すると予測する。
2. たしかにこれは「国の存続にかかわる問題」であり、「まさに時間との闘い」である。「出生率が2.07に回復しても、それ以降数十年にわたって維持される必要がある」。「若い世代がこどもを持つことを『経済的リスク』と考えるとともに、自分たちの思い描く人生を送れないという不安を抱えている」、「こうした状況を変えることが重要」であることはいうまでもない。
3. かつてドイツも少子化に悩む時期があったが、政府の抜

本的対策で人口減少を食い止めた。政府は「企業の取組に期待」と言うが、ことは政府の施策とやる気だと思う。果たして未来戦略会議の方針は実効性があるのか問われるところだ。

4. そうはいつでも企業としても座して見ているわけにはいかない。なにしろ人手不足が深刻なのである。学生の就業に関する調査では、「就職活動で企業を選択する際に意識したり、調べたりしていること」の1位は「残業や休日出勤の実態」(女性73.2%、男性65.7%)、2位「多様な働き方の制度(在宅勤務、フレックスタイム制など)」(女性57.7%、男性49.6%)が高位で、転職先に決定した理由も同様であった。

5. 仕事と育児の両立に向けた対策は、一つひとつの企業から取り組まなければならない。

編集後記

心の絆創膏

最近、我が家の2歳児が絆創膏ブームなので、可愛いキャラクターの絆創膏をストックしています。外出先で軽く転んだり不機嫌になったりした時、べつに外傷はなくても、絆創膏を貼ってあげると「もう痛くない!」と立ち直っています。もちろん絆創膏を貼ったからといってすぐに傷が治ったり痛みが消えたりするものではないと思います。怪我そのものより「もうまくできなかった」「びっくりした」という気持ちを理由に泣いている面が大きいのでしよう。お気に入りの絆創膏は、気分が切り替わり、心の傷が癒えるという効能があるようです。

本人からなかなか剥がす許可がないので、今朝も絆創膏を貼ったまま保育園に送って行ったのですが、担任の保育士さんが「それは心の絆創膏ですね!」と言ってくれました。なるほど、心の絆創膏とは良い言葉だなと思いました。

今はキャラクターの可愛い絆創膏が彼女の「心の絆創膏」ですが、これから成長するにつれ、それがシルになるかもしれないし、お友だちや家族、お菓子やアイスクリーム、あるいは音楽やビルになっていくかもしれません。人生は長く、自分の足で歩けば何度でも転んでしまいうでしよう。でもそのたびに立ち直れるように、心の絆創膏をいくつも貼っていきます。

政府の少子化対策と育児・介護両立支援対策(案)を見る

少子化対策は重大問題になっています。2023年12月11日、「こども未来戦略」（案）が公開されました。一方、厚労省の労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）は、「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」（案）をとりまとめました。

【こども未来戦略案で示された対策】

1. 児童手当の所得制限撤廃。支給期間の高校生までの延長。
2. 「出産・子育て応援交付金」（10万円）の2024年度における継続実施
3. 2026年度を目途とした出産費用（正常分娩）の保険適用
4. 貸与型奨学金の減額返還制度の年収上限の引き上げ
5. 授業料等免除及び給付型奨学金の拡大
6. 多子世帯の学生等の授業料等の無償措置
7. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大
8. 最低賃金の引上げ
9. 公的賃貸住宅における子育て世代等の優先的入居の仕組み導入
10. 保育士等の処遇改善
11. 「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設
12. 男性の育児休業取得率政府目標の大幅引き上げ（2030年公務員85％、民間85％）
13. 育児休業取得率開示制度の常時雇用労働者数300人超の事業主への拡充
14. 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得する場合の育児休業給付の給付率の80％（手取りで10割相当）への引き上げ
15. 「親と子のための選べる働き方制度（仮称）」の創設
16. 「育児時短就業給付（仮称）」を創設し、こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10％を支給
17. 子の看護休暇の対象となる子どもの年齢を小学校3年生修了時まで引き上げ

一つひとつの施策の内容や財源問題など今後の検討が必要ですが、今後の会社の経営にも大きな影響があると思います。

【労働政策審議会（案）】

次に労働政策審議会（雇用環境・均等分科会）の「仕事育児・介護の両立支援対策の充実について（案）」の内容を紹介します。現行制度と対比してみます。

	現行制度	労働政策審議会案
育児休業 (産後 バ 育休)	一定の場合、最長2歳まで取得可	
所定労働時間の短縮措置等	子が3歳まで 原則：短時間勤務制度（1日の所定労働時間を6時間に短縮） 困難と認められる業務の代替措置 ・育児休業に準じる措置 ・フレックスタイムの制度 ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ・保育施設の設置運営、その他便宜	子が3歳まで ・テレワークを事業主の努力義務とする ・原則1日6時間の短縮制度以外にも、 1日5時間・7時間とする措置、週休3日とする措置も併せて設定
3歳から小学校就学前の措置		子が3歳～小学校就学前 以下の中から、労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者は事業主が選択した措置の中から1つを選べることとする A) 始業時刻等の変更（フレックスタイム制または始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ） B) テレワーク等（頻度等に関する基準を設けること） C) 短時間勤務制度（1日6時間とする措置は必ず設け、他の勤務時間も併せて設定する） D) 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与（ベビーシッターの手配及び費用負担等） E) 新たな休暇の付与（労働者が就業しつつ当該子を養育することを容易にするための休暇。年間10日、時間単位取得も可とする）
所定外労働の制限	・子が3歳まで ・労働者の請求で、所定労働時間を超える労働を禁止 ・1回につき、1月以上1年以内の期間で、何回も請求できる	
子の看護休暇	・子が就学前まで ・子の看護や、予防接種・健康診断を受けさせるために取得できる ・子が1人の場合年に5日、2人以上の場合年に10日付与（時間単位で利用可）	・ 感染症に伴う学級閉鎖や子の行事参加（入園式、卒園式、入学式）にも利用できる ようにする ・子の対象年齢を 小学校3年生修了時まで とする
時間外労働・深夜業の制限	・子が就学前まで ・労働者の請求で、制限時間（1月24時間、1年150時間）を超える時間外労働を禁止（何回でも請求できる） ・労働者の請求で、午後10時～午前5時における労働を禁止（何回でも請求できる）	

年金相談の現場から

原則的障害認定日とは 違う認定日となる場合とは



特定社会保険労務士 鎌田 勝典

Question

令和5年2月に拡張型心筋症の診断を受け、3月に植込型除細動器（ICD）の移植手術を行いました。この場合の障害認定日は、いつになるのでしょうか？

Answer

【障害年金の受給要件】

障害年金の受給のためには次の3つの要件を満たす必要があります。

（1）初診日における要件

最初に病院に受診した日のことを初診日と言います。初診日において、障害基礎年金については、国民年金の被保険者であること（但し、60歳～65歳で日本国内に住所を有する者も可）、障害厚生年金については、厚生年金保険の被保険者であること（＝在職中）。

（2）障害認定日における要件

障害認定日において、障害等級1級、2級（障害厚生年金のみ3級がある）の状態であること。

（3）保険料納付要件

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある。

②特例として、初診日が令和8年4月1日前であるときは、初診日が属する月の前々月までの1年間に保険料滞納期間がないこと。

【障害認定日の原則と特例】

障害認定日は、原則として、初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日またはそれまでに治った日。「治った」とは症状が固定し、治療の効果が期待できなくなった状態のことを言います。「1年6ヵ月を経過した日」とは、例えば、令和5年2月1日が初診日ならば、令和7年7月1日が原則的障害認定日となるということです。

一方、上記の原則的障害認定日より前に、次に該当する日があるときは、その日が障害認定日となるという特例があります。

- 人工透析療法を行っている場合は、透析を開始した日から起算して3ヵ月を経過した日
- 人口骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日
- 心臓ペースメーカー、植込み型除細動器（ICD）または人工弁を装着した場合は装着した日
- 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設または手術を施したから起算して6ヵ月を経過した日
- 新膀胱を造設した場合は、造設した日
- 切断または離断による肢体の障害は、原則として切断または離断した日（障害手当金または旧法の場合は創面が治癒した日）
- 咽頭全摘出の場合は、全摘出した日
- 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日
- 脳血管障害による運動機能障害の場合は6ヵ月経過日以後の症状固定日
- 人口呼吸器、胃ろうを行っている場合は6ヵ月経過日以後の恒久的措置日

【各障害ごとの認定基準がある】

もちろん、心臓の疾患でいえば、症状ごとに認定する症状や項目数などが決まっていますので、それに基づく認定がなされることになります。ICDを装着したから障害認定されるわけではなく、心臓疾患の症状に基づく判断がなされるということです。



相続の8050

今月、父親が81歳になった。実家はまだ家業を続けているが、社員がいなくてもありそろそろ店を閉めようかと考えているようだ。

私は、両親は出来る限り仕事を続けた方がいいと考えていた。後継者もいないし早く廃業して余生を過ごした方がいいと思っていた時期もあったが、後見人という仕事を通じて仕事が生き甲斐になること、ひいては認知症対策にもなると感じたことから廃業を勧めることはやめた。私は相続も廃業も専門だし、後始末は自分がすればいいと思っていた。

しかし、私も来年50歳になる。40代になった10年前と比べたら気力・体力いずれも低下している。低下した分は、これまでの経験と知恵、あとはテクノロジーを駆使して効率よく生活することで補っているが、今、突然、介護や相続となると正直しんどい。

先日、母親にLINEでメッセージを送ったところ、2日間既読にならなかった。これまでそのようなことはなかったので「まさか…（突然死とか）」と怖くなった。電話をするとそうではなかったのでホッとしたが、これまでなかった不安を感じた。そして、その電話で今後のことについて聞いたところ「そろそろ廃業」というような話が出てきた。うちは子供も小さいし、自分も50歳になるという不安を打ち明けたところ、来年から片付け(相続対策)を始めようという話になった。

相続の際、預金、株式、不動産から借金まで、いずれも調べる

司法書士事務所リーガルオフィス白金
代表司法書士 飯田 茂幸

URL:<http://shirokane-legal.com/>



方法はある。銀行、証券会社、法務局、信用情報機関に問合せれば調べられる。私は調べる術を知っているが、もし私が両親より先に亡くなったら、実家の片付けは誰がするのだろうかということになる。両親の相続となったとき、私の家族は途方に暮れるだろう。

相続という仕事に関わりながら「エンディングノート」というものをこれまで特に推奨してこなかったが、今回、あったほうがいいと思うようになった。これまで調査の依頼をうけた方々の憂鬱な面持ちも今はよくわかる。エンディングノートに遺言としての効力はないものが殆どだが、遺産の内容が一目でわかるだけでもその後の苦労は全然違う。これまではその「苦労」を仕事として受けていたので精神的な共感が少なかったが、今ようやくその気持ちに近づいてきた。

国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計によれば、2025年の単身世帯は2015年より8.4%増えて1996万世帯になるとみられている。2015年「7人に1人が1人暮らし」だったのが「6人に1人強が1人暮らし」に変わる。また80歳以上の単身女性は25年までに34%増加して223万人となり、全年齢階層の中で最も多くの単身世帯を抱えることとなることが見込まれている。

苦労する相続人が増えることも見込まれているが、その前にその苦労に寄り添えるようになったのは良かったのかもしれない。



JAZZでほっと一息

アドバンスト・ソフト 小柳 忠章

If I Give My Heart To You

電氣量販店のスピーカー試聴コーナーでリボン・ツイータがシンバルの音を綺麗に再現してくれるのを経験したので、自分のオーディオ機器にリボン・ツイータを追加したくなりました。一般的にスピーカーという機器は、電磁石と固定磁石で電気信号を物理的な機械振動に変換し、それを紙製のコーンという傘のような円錐状の部品で空気振動に変えることで音を再生しています。このスピーカーには機器ごとに周波数特性という個性があり、低音が強く出るものがあったり、高音が強く出るものがあったりします。ただし、人間の可聴周波数の限界である2万ヘルツ周辺を再生するには、その周波数帯だけ再生するスピーカーが必要となります。オーケストラに低音を担当するコントラバスがあり、逆に高音を担当するバイオリンがあるのと似ています。ツイータはこの高音域を担当するスピーカーです。リボン・ツイータは金属製のリボンが振動して音を鳴らしてくれますが、とても高価で何十万円もします。

安いオーディオ機器しか持っていない私はリボン・ツイータを自作し、単一スピーカー（フルレンジ・スピーカー）に追加してみました。残念ながらシンバルの音にはあまり効果は得られませんでした。バイオリンの音と女性の歌声は格段に良くなりました。YouTubeで女性ヴォーカルの音源を聴いているとき、この曲に出会いました。ジャズというよりポップスですね。

もし、私の心を捧げたら、あなたは丁寧に扱ってくれるかしら
いつも優しく、どんな場合でもフェアに扱ってくれるかしら
もし、私の心を捧げたら、あなたの愛を私にしてくれるかしら
私に忠実だと誓えますか
天を照らす光に誓って

それから私が悲しんでいる時一緒に溜息をついてくれますか
うれしい時は一緒に微笑んでね
そして今夜はずっと私と一緒にいてね

よく考えてから確信するの
それをするまで答えないでね
あなたがそのすべてを約束するなら
私の心をあなたに捧げます

1954年ミルト・ゲイブラーとジミー・クレーンが作詞、アル・ジェイコブスが作曲しました。最初に録音したのはドリス・デイとデニス・ローです。YouTubeにはドリス・デイの録音が沢山載っています。ナット・キング・コール、クリフ・リチャードなどです。21世紀に入ってからにはニッキー・パロットなども録音しています。インストものはクラリネットのアカカー・ビルクがあります。

年末から年始にかけては、低音域を強調するバックロードホーン型・スピーカーを作ってみようかなと思っています。



労使トラブル110番



労働相談メール roudou@officesup.com

賃金請求権の消滅時効が3年になったことに注意

Question

この10月からの最低賃金引き上げに伴いパート職員の時給も引き上げました。その際、過去の時給額が最低賃金を下回っていたことが発覚しました。これは2年遡って支払わなければなりませんか？

Answer

【最低賃金法は強行法規】

法律には強行法規と任意法規があります。強行法規とは、たとえ法律と違う特約を契約書で定めたり、就業規則等で定めたとしても、法律に反する定めはすべて無効であり、法律の定めに従わなければならないということです。

最低賃金法は強行法規で、いくら最低賃金に違反する雇用契約書を締結しても、その部分は無効となり、最低賃金法の定めに基づく賃金を支払わなければなりません。他に、労働基準法も強行法規です。労働基準法は、最低限の労働基準を定めた法律ですから、それを下回る条件を雇用契約書・就業規則で定めてもその部分は無効となります。

東京都は、2023年10月1日以降の時給額を最低1,113円とすることを、最低賃金審議会は決定し発表しています。パート職員等の時給額はもちろん、正職員の時給換算額もすべて、最低賃金を上回る額でなければなりません。

【賃金請求権の消滅時効】

労働基準法では、長く賃金請求権の消滅時効は3年と定められてきました。民法が改正され（2020年4月施行）、債権の消滅時効は一律5年と定められました。いままで短期消滅債権などバラバラな規定だったものを統一したということです。

賃金債権も当初5年で統一される予定でしたが、労働基準法の改正の過程で労働者側と使用者側との意見の対立が激しく、結局的妥協的に「当面3年」という規定にすることと

なりました。「当面3年」がいつまでなのかは決まっておらず、ずうっと3年の可能性もありますし、他と同じように5年時効で統一される可能性もあります。

法改正は、2020年4月1日ですから、2020年4月以降に発生した賃金債権が対象になります。過去3年間遡って、2020年4月以降に未払い賃金があるならばそれは支払わなければならないということです。

【3年よりも前の賃金債権は？】

では3年時効より前に未払い賃金があった場合はどうするのでしょうか。時効の援用（「時効の援用」とは、すでに時効になっていますので、それ以前の賃金未払いについては支払いませんという意味表示をすることです）をすることによって解決することになるでしょう。時効の援用をしなければいつまでも未払い賃金があることとなります。



失敗しない就業規則の作成・改定のポイント②

MORI 社会保険労務士・行政書士事務所
代表 森 慎一 <http://office-mori.biz/>

第92回：社会保険適用促進手当¹⁾

1 社会保険適用促進手当の概要

短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができるようにするため、当面の対応の一つとして、「社会保険適用促進手当」（以下「本手当」）の制度が創設されました。

本手当は、いわゆる「106万円の壁」の時限的な対応策として、社会保険加入にともなう労働者の保険料負担を軽減することを目的とした特殊な手当で、賃金であるにもかかわらず、保険料の計算の基礎となる標準報酬月額・標準賞与額の算定に含めないことが認められています。

上記の目的のため、本手当の対象者は、標準報酬月額が10.4万円以下の者に限定されます。なお、同一事業所内で同じ条件で働く、既に社会保険が適用されている従業員についても、新たに社会保険に加入した従業員と同水準の手当を特例的に支給する場合には、上記の特例措置の対象となります。

標準報酬月額等の算定から除外できる本手当の上限額は、社会保険適用に伴い新たに発生した本人負担分の保険料相当額とされています。たとえば、新たに社会保険（協会けんぽ）に加入した標準報酬月額8.8万円の40歳の従業員の場合、健康保険料（東京都10%）、介護保険料（1.82%）、厚生年金保険料（18.3%）の被保険者負担分の合計である13,253円が上限となります。これは「上限」ですので、助成金の利用を考えないのであれば²⁾、切りのいい10,000円などとすることも可能です。また、支給のタイミングについても、事業主の判断にゆだねられており、たとえば、社会保険料の数か月分をまとめて手当として支給することも可能です。

本手当の特例措置が利用できるのは、それぞれの労働者について、最大2年間とされています。そのため、従業員ごとに最大限利用しようとする、個別に期間を管理するのが煩雑になることが考えられます。これも助成金のことを考えなければ、一定期間（たとえば初回の支給開始から2年）を区切って利用することも考えられます。

2 規定例と運用上の留意点

本手当は労働基準法の賃金にあたるため、就業規則（賃金規程）に定める必要があります。

第〇条 社会保険適用促進手当は、健康保険・厚生年金保険の被保険者要件を満たさずに6ヶ月間以上雇用されていたパート社員が、令和8年3月31日までの間に新たに被保険者となった場合において、最長2年間、当該パート社員の社会保険料負担を軽減するために支給する。

- 2 社会保険適用促進手当は、前項に規定するパート社員について、毎月の賃金の支払に関して、法令に基づき算定される社会保険料の被保険者負担分相当額を、翌月の賃金支払日に支給する。
- 3 社会保険適用促進手当は、第1項に規定するパート社員について、健康保険・厚生年金保険の被保険者となった日の属する月以降で、かつ、標準報酬月額が104,000円以下である間、社会保険料の被保険者負担分を当該労働者の賃金から控除することとなった月から最長2年間支給するものとす。

この規定例は、助成金のパンフレットのものを参考にしたので、6か月以上の雇用が条件になっていたりするのはそのためです。なお、本手当を支給しなくなった後、代わりの手当を支給するのか、なくなるだけなのかは検討しておくべきですが、少なくとも特例措置の期間が限定されている本手当に関しては支給期間を明記しておくべきです。

なお、この特例を受ける手当について、厚労省は「社会保険適用促進手当」の名称を使用するようお願いしています。基本的にはこれに従うのが無難でしょう。

最後に本手当の留意点をいくつかあげると、①短時間労働者の社会保険の適用要件である月額賃金8.8万円の判定に当たっては、本手当を含めて判断すること、②厚生年金保険等の給付額の算出基礎には含まれないこと、③税、労働保険等に関しては通常の取扱いとなること（課税、算定基礎に含める）、④割増賃金等の算定基礎には、「臨時に支払われる賃金」に該当する場合を除いて、算入されること、⑤2年以内に月額変更等により標準報酬月額が10.4万円超となった場合、その月から本手当を標準報酬月額の算定に含めることとなり、月額変更の要件を満たす場合には、随時改定となること、などがあります。

- 1) 全般的に「社会保険適用促進手当に関するQ & A」を参照した。
- 2) 政府の政策パッケージの一環でキャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」が創設され、そのメニューの1つである「手当等支給メニュー」では、賃金の15%以上追加支給することが要件の一つとされている。

新シリーズ 会社を強くする『経営の切り口』

<http://www.vcon.jp>

経営コンサルタント 野澤 周永 （株式会社Vコンサル）



第128回：インターネット広告に挑戦する！

1. インターネットは事業の最重要ツール！

生活の中にインターネットが普及して久しく、最近は単なるインターネット検索で情報を探さず、CHAT-GPTなど生成AIの出現により人間の思考や語り言葉を元に、欲しい情報を引き出せるようになり、またインターネットからのサービスや商品の購入も当たり前、というよりそれが主流となりました。

そういった環境変化に合わせて、中小企業の販売活動は、テレアポ、DMやチラシ、看板などの従前の広告手段がムダではないものの費用対効果が下がってきていると言えます。

つまり、相対的にインターネットを活用したPRが重要性を増しており、HPで自社の製品サービスが心に「刺さる」ようにアピールすること、それ以前にHPを見てももらうためにキーワードで検索される、あるいは有料のインターネット広告を活用してアクセス数を増やすことが必要です。今回は、わかりにくいインターネット広告への挑戦を考えてみます。

2. インターネット広告のしくみを知る

インターネット広告は、Google広告やyahoo広告などがありますが、一番メジャーなGoogle広告についてみていきます。グーグル広告は、課金制といって、キーワード検索により、広告掲載だけでは課金されず、広告を見て実際にクリックされサイト閲覧して1カウントとなり、課金されるしくみです。そして、課金の金額は、キーワードの人気次第であり、入札金額として高い金額を提示した会社から上位に掲載されるしくみです。広告を掲載するには、次のような準備が要ります。

- ①広告掲載時にクリックしたくなる見出しや説明文の原稿を作成
 - ②1日の予算決定。1クリック価格×クリック数が1日の予算ですが最初は小さく開始。
 - ③自社の製品・サービスにマッチするキーワード（2ワード単位くらい）を設定。
 - ④コンバージョン（問合せ）の改善方法をGoogleのプランナーから学ぶ。
- 等が必要です。

3. インターネット広告で注意すべきこと

まず重要なのは、自社自身で広告の管理を行うか、広告の代理店に任せるかです。どちらにしても重要なのは、人任せにせず、問合せ数が増えなければ、それを自社の問題として、キーワードの変更やクリック率改善に自ら主体的に対応していくことです。

インターネット広告は実際のクリック数に応じて、課金されるという合理的な側面がある反面、結局は、有効な問合せが増加しないと意味がありません。

また、常に広告のヒット状況を監視（モニタリング）していかないと、あっという間に広告費がかさみ、予算のムダ使いになります。

インターネットの広告は、申し込みをもって売上が上がる反面、クリック課金のため、あっという間に費用が掛かっていく、ネットトレーディングのような即時性があることから、そのスピード感覚に慣れていくことが極めて重要で必須事項となります。

4. インターネット時代に行うべきこと

お金をかけて広告しても、消費者は、未だに広告をクリックすることに抵抗感があるのも事実です。従前から、うっかり危ないサイトのURLをクリックして、ウィルスに感染するなどの被害があり、ネットユーザーがややトラウマ気味な面があります。その意味では、それでもクリックしてくれる人を対象にせざるを得ないことを留意する必要があります。

その意味では、自社HPやコラムのキーワードから自社のHPに誘引する「自然検索」はお金もかからず、時間もかかりますが広告と同時にクリック数増加のために重要です。

また、更に重要なことは、折角HPに来て欲しい製品やサービスの内容や価格が分かりにくいなどの場合、すぐにページから離脱してしまうと理解することです。その意味で、HP内のページからページへ回遊しやすい「回遊性」を考慮し、「欲しい！」と思った時にいつでも申し込みできるしくみが必要です。